

(課題設定型産業技術開発費助成事業)

2021年度 第2回  
「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発  
／地域モデル構築技術開発」に係る公募要領

2021年9月9日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギー・システム部

### 【受付期間】

2021年9月9日(木)～2021年10月11日(月) 正午アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出資料のアップロードを行ってください。  
<Web 入力フォーム>  
<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/je6ujmwlhyu3>
- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

### 【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2021年度 第2回「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発」  
に係る公募について  
(2021年9月9日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

**1. 件名**

「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発」

**2. 事業概要**

(1) 背景

我が国におけるエネルギー供給の安定化、地球温暖化問題、産業競争力の強化といった課題の解決に向け、水素を日常生活や産業活動で利活用する社会である「水素社会」の実現を目指すことが「エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）」において位置付けられるとともに、水素に関する世界初の国家戦略である「水素基本戦略（2017年12月決定）」において、2050年を視野に入れた将来目指すべき姿や目標として官民が共有すべき大きな方向性・ビジョンが示されました。その中で、将来的な低炭素水素の利活用拡大のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業創出等に資するものとして地域の未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築や、我が国が有する水素製造から利用に至るまでの技術をパッケージでグローバルに展開する戦略的な国際展開モデル構築の必要性が掲げられています。

(2) 目的

再生可能エネルギーから製造した水素、海外産水素や副生水素等をコンビナート、工場や港湾等を中心としたエリアで大規模に利活用する水素の社会実装モデルについて、必要となる技術開発を行うことで水素の社会実装を効率的に促進していきます。

(3) 事業内容

研究開発項目Ⅲ：「地域水素利活用技術開発」

(イ) 地域モデル構築技術開発

業務・産業等の様々な分野における水素利活用の自立化を目指し、コンビナートや工場・港湾等を中心としたエリアでの水素の複合的な利活用のみならず、水素の製造・輸送・貯蔵を含めた統合的なエネルギー・システムの技術開発を行います。

(4) 事業期間

2021年度から2025年度（最大）

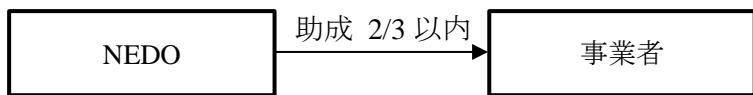
ただし、本提案の当初契約期間は2022年度末までとします。2023年度以降も含めた研究開発計画の場合は、2023年度以降を参考として提案ください。

(5) 事業規模

2021年度の事業規模：合計33億円程度

予算の範囲内で採択します。ただし、予算規模は提案内容次第であり、事業期間の正当性含め当該予算の必要性は厳格に審査します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図



(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

## (8) 留意事項

外務省海外安全情報（感染症危険情報※1は含まない）において、危険情報レベル2以上に指定されている地域は本事業の対象外とします※2※3。

※1 感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航については、危険レベルが1以下に下がるまで渡航を控えていただくことが前提となります。

※2 事業開始後に危険情報レベルが2以上へ引き上げられた場合には、危険情報レベルが1以下に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張は中断することがあります。再開にあたっての必要な手続きについては、ケース毎にNEDOが判断します。危険情報レベルの1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。なお、事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

※3 本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の調査対象国や連携企業等に含まれている場合は対象外とします。

経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>

## 3. 応募要件

### (1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。

v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができる。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

ただし、以下のすべての条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。

#### i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人（注）であること。

#### ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。

#### iii. 国内代理人の選任

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

#### iv. その他

交付規程並びに交付決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、交付規程に定める通貨は日本円とする。なお、相互の意見の疎通を図るため、交付規程で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

### (2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i.助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii.助成事業終了後直ちに実用化を目指すまでの開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと  
(提案書の添付資料 2「企業化計画書」中に記載してください。)
- iii.助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘發効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料 1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③. 事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)  
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv.なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- v.助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

#### (3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。

#### (4) 補助率、及び助成金の額

原則、2/3 以内

##### (参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

## 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

#### (1) 提出期限：2021 年 10 月 11 日（月）正午 アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、資料に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

#### (2) 提出先 Web 入力フォーム

<<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/je6ujmwlyu3>>

#### (3) 提出方法

「(2) 提出先の」Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードする提出資料毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付します。

### ■入力項目

- ①提案名（※）
- ②提案項目（「水素製造・利活用ポテンシャル調査」、又は「地域モデル構築技術開発」を選択）
- ③代表法人番号（13 衍）
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所屬住所

- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑪研究開発の概要（1,000 文字以内）
- ⑫技術的ポイント（⑪研究開発の概要を要約して記載）（※）
- ⑬代表法人業務管理者（※）
- ⑭共同提案法人業務管理者名（複数の場合は、列記）（※）
- ⑮利害関係者（※）
- ⑯研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）  
例：研究開発項目①××会社、○○大学、研究開発項目②△△研究所
- ⑰研究期間（提案する研究期間を記載。）
- ⑱提案額（助成率を適用する前の提案総額を記入。）
- ⑲初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑳提出書類（④ 提出書類のアップロード）

#### ※利害関係の確認について

- ・NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。
- ・その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしています。
- ・そこで、提案者の皆さんには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしています。NEDO から①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いします。
- ・また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いします。
- ・提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○株式会社  
 ○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○  
 ○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○  
 ○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

#### （4）提出書類

- ・提案書（様式第 1）
- ・助成事業実施計画書（添付資料 1）
- ・企業化計画書（添付資料 2）
- ・事業成果の広報活動について（添付資料 3）
- ・非公開とする提案内容（添付資料 4）
- ・業務管理者の研究経歴書（別添 1）
- ・NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（別添 2）
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は⑤）
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書
- ・財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3 年分）  
(なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります)
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

## (5) 提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提案書その他の書類は、NEDO にて破棄させていただきます。
- ・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

<<https://www.e-rad.go.jp/>>

## 5. 秘密の保持

- ・NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 4」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の添付資料「主任研究員研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 6. 助成先の選定について

### (1) 審査の方法について

- ・外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 政策目的との合致

政府の目指す社会実装モデルの方向性との整合性<sup>1</sup>、提案の先進性、他地域への展開可能性

<sup>1</sup> 詳細については、第 27 回水素・燃料電池戦略協議会事務局資料（水素社会実現に向けた社会実装モデルについて）を参照のこと。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/suiso\\_nenryo/pdf/027\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/suiso_nenryo/pdf/027_01_00.pdf)

b. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理／処理能力  
ii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、水素需要創出効果、温室効果ガス削減効果、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）

iii. 企業化能力評価

実現性（企業化計画）、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

v. 社会的目標への対応の妥当性

地方自治体や産業界等で構成される協議会等が当該エリアにおいて示すカーボンニュートラルに向けた将来像の検討等での位置づけ

c. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。

2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。

3. 助成事業の経済性が優れていること。

4. 助成事業の実用化に向けたマイルストーンが明確に提示されていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。

2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。

3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。

4. 経営基盤が確立していること。

5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

・採択された事業については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2021 年 12 月上旬を予定しています。

・採択された事業については、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO のウェブサイトに公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のウェブサイトに公表します。

・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2021 年

9 月 9 日 : 公募開始

10 月 11 日 正午 : 公募締め切り

11 月中旬（予定）: 採択審査委員会（外部有識者による審査）

11 月下旬（予定）: 契約・助成審査委員会

12 月上旬（予定）: 交付予定先決定

12 月下旬（予定）: 公表

2022 年

2 月ごろ（予定）: 交付決定

7. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

実施方針から転記すること。

（実施方針に記載のない項目を公募要領へ記載、及び審査委員会の審査基準としないこと）

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(6) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いします。

(7) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願いします。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を確認ください。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)についても、協力をいただくことがあります。

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

②本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>>

(9) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

①本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備

- 等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ②報告の方法は、文書によるものその他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(10) 交付決定の取り消し

提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（2004年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト  
<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト  
<[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るために私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## (12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（2008年2月1日19年度機構達第17号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

<[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

<[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2～10年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- d. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知の受付窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

### (13)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>>

### (14) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA（リサーチアシスタント）等は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>>

### (16) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>>

(Q&A <<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>>)

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>>
- ・一般財団法人安全保障貿易センター <<http://www.cistec.or.jp/>>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
<[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)>

## 8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、契約・交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を2021年9月15日（水）15時までに下記申し込みフォームからお申し込みください。

日時：2021年9月16日（木）15時00分～16時00分

場所：オンライン会議（オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付します。）

申し込みフォーム：

[https://app23.infoc.nedo.go.jp/evt/events/px9u5u4jdfwv/event\\_data/new](https://app23.infoc.nedo.go.jp/evt/events/px9u5u4jdfwv/event_data/new)

## 9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

<[https://www.NEDO.go.jp/shortcut\\_jigyou.html](https://www.NEDO.go.jp/shortcut_jigyou.html)>

## 10. その他

NEDO公式Twitter<<https://www.NEDO.go.jp/NEDOmail/index.html>>をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時Twitterで確認できます。  
是非フォローいただき、ご活用ください。

## 11. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-Mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 横本、鈴木、林田

E-Mail : [hydrogen@m1.NEDO.go.jp](mailto:hydrogen@m1.NEDO.go.jp) (受付期間：9月9日～10月6日)

## 12. 関連資料

- ・基本計画
- ・2021 年度実施方針
- ・提案書様式
- ・別紙 1：研究体制
- ・別紙 2：総括表等
- ・参考資料 1：追跡調査・評価の概要
- ・参考資料 2：e-rad への登録方法について